

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月1日から7年8月7日まで
② 平成7年8月7日から8年10月1日まで

申立期間①について、私は、平成6年4月頃に株式会社Aに入社しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日から厚生年金保険に加入しているはずである。

また、申立期間②について、私の年金記録では、申立期間の標準報酬月額が34万円とされているが、当時の給与明細書から確認できる支給総額はそれよりも高額であり、特に、平成8年1月から同年9月までの支給総額は、常に50万円以上であったので、標準報酬月額もそれに見合った額であるはずである。

申立期間①及び②について、私の主張を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、

36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成11年6月25日に事業を閉鎖しており、事業主の連絡先も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の見当を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「平成6年4月頃に株式会社Aに入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日から厚生年金保険に加入したはずである。」と主張しているところ、申立人が所持する同社の給与明細書から、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書では、申立人は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、保険料の法定免除の承認を受けていることが確認できる（なお、その後に保険料を追納し、現在は、納付済み期間となっている。）。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 52 年 6 月まで

私は、申立期間当時、A 区に住んでおり、同区役所から連絡があり、昭和 48 年の冬頃に国民年金に加入した。仕事の関係上、定期的に保険料を納めることができなかったが、1 年分や 2 年分ぐらいの保険料を数回まとめて納付した記憶がある。

領収書や証拠となるものは無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年の冬頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、数回まとめて申立期間の保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 53 年 6 月 15 日であり、48 年 10 月に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点（53 年 6 月 15 日）では、申立期間のうち、48 年 10 月から 51 年 3 月までについては、時効により保険料を納付することはできなかった。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点であれば過年度保険料として納付が可能であったところ、A 区における還付・充当・死亡一時金等リストから、51 年 4 月から 52 年 6 月までの保険料については、一旦納付された後に、時効後に納付されたとして還付処理（決定日は 54 年 11 月 29 日、支払日は 55 年 2 月 15 日）されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月頃から 33 年 11 月頃まで

私は、申立期間において、A事業所（後に、株式会社B）で働いていたが、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bは、昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 10 月 1 日に 59 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、34 年 1 月 22 日に 13 人が同資格を取得するまで、資格取得者は無いところ、申立人が同僚として記憶する 8 人のうち、3 人については、申立人の入社前である 31 年 10 月 1 日に資格を取得しており、ほかの二人については、申立人の退社後である 34 年 1 月 22 日又は同年 4 月 5 日に資格を取得しているほか、残りの 3 人については、加入記録は確認できない。

さらに、株式会社Bにおいて、昭和 34 年 1 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「私は、33 年 10 月頃に入社した。」と述べており、35 年 5 月 30 日に資格を取得している者は、「私は、33 年の春頃から勤務した。」と述べていることから判断すると、同社では、当時、必ずし

も入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、当該同僚からも、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。